

第 1 節 災害につよい地域づくり 基本構想案

1 地域における防災力の強化

災害時において実際に機能する組織の構築が地域ワークショップにおいてもあげられていますが、地域の防災の核となる自主防災組織の本市の組織率は県内の平均組織率に比較しても低く、未組織地域の組織化を積極的に進めていく必要があります。併せて、災害時における要援護者への対応等、地域内の協力体制の強化が求められています。

これらをふまえ、未だ自主防災組織の組織が成されていない地域に対しての組織化に向けた積極的な働き掛けを進めていくほか、災害時要援護者の登録の促進、自主防災組織や消防団を中心とした各地域の防災力の強化に努めていきます。

2 消防機能の充実促進

火災発生時における迅速な消防活動を行うための消防施設の計画的な整備を進めてしていく必要があります。また、火災時の逃げ遅れによる死亡を防ぐために、国、県内と比較しても設置が遅れている住宅用火災警報器の設置を積極的に進めていく必要があります。

これらをふまえ、迅速、安全に消防活動ができる消防施設の計画的な整備を進めていきます。また、住宅用火災警報器の全世帯での設置を目指し、啓発活動等による設置促進に努めていきます。

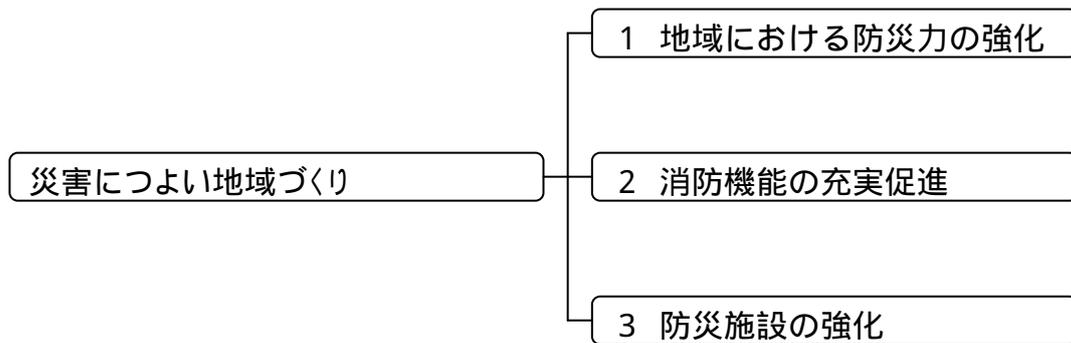
3 防災施設の強化

本市では、これまで大地震等の大規模災害は発生していませんが、もし発生した場合に対応できる情報通信機能を含む防災機能を有する施設の整備など、防災施設の強化が求められています。また、災害時の避難所となっている公共施設の耐震化をはじめ、地震に強い住宅の耐震化を進めていく必要があります。

これらをふまえ、災害時にも十分機能を発揮できる防災施設の整備のほか、避難所となっている公共施設の耐震化を進めていきますとともに、既存住宅の耐震化促進への支援を進めていきます。

第 1 節 災害につよい地域づくり 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 地域における防災力の強化

自主防災組織の未組織地域の組織化を促進するため、町会等の関係団体への積極的な働き掛けを行っていきます。

地域毎の防災訓練の実施や、災害時の要援護者等の救済のために情報を共有し迅速な対応が可能な体制の整備、さらには、地域毎の予備避難所等を示した安全マップを作成するなど、各地域の防災力の強化に取り組んでいきます。

消防団員の確保を図るために、団員が活動しやすい環境づくりを進めていきますが、特に、消防団協力事業所表示制度により協力事業所の増加に努めていきます。

2 消防機能の充実促進

火災発生時の住民への確実な周知のための消防ポールの設置をはじめ、迅速な消防活動を行うための消防施設の整備を計画的に進めていきます。

住宅用火災警報器の全世帯での設置を目指し、消防団員による設置状況の聴き取り活動や、自主防災組織等による共同購入事業などの設置促進活動のほか、防災研修会等、あらゆる機会を捉えての啓発活動を行っていきます。

3 防災施設の強化

本市における防災拠点としての機能を有する防災センターの整備などの防災施設の強化に取り組んでいきます。

避難所となっている公共施設の耐震化を早急を実施していきます。また、一般住宅についても、木造住宅耐震改修や高齢者住宅減災対策により耐震化を進めていきます。

3 目標

項目	現状	H27 目標
自主防災組織の組織率の向上	H22 48.1%	80%以上
消防ポールの設置数の増加	H22 18 基	37 基以上
住宅用火災警報器の設置率の向上	H22 42.4%	100%
公共施設の耐震化の向上	H22 37.0%	100%
一般住宅の耐震化の向上	H22 70.1%	90%

4 主な事業

自主防災組織の育成
地域毎の安全マップ作成への支援
避難所表示板等の整備
消防施設の計画的な整備（消防ポール設置事業外）
防災施設の強化（防災センターの整備外）
避難所の耐震化の促進
木造住宅の耐震化への支援

第 2 節 交通事故や犯罪のない地域づくり 基本構想案

1 交通安全活動の推進

交通事故の件数は減少傾向にあるものの依然として重大事故が発生しております。交通事故を撲滅していくうえでは、交通安全教育を充実し、同時に交通安全マナーの向上を図ることが重要であります。

地域ワークショップの中でも、子どもの交通事故を心配する意見や危険箇所の点検、交通規制の設置方法や交通安全協会の役員のなり手の確保が必要であることの見解が出されております。

これらをふまえ、交通安全教育の充実、交通安全啓発活動の推進、交通安全施設の整備促進、地域啓発活動のリーダー育成を目指します。

2 防犯活動の推進

近年、市内における強盗等の凶悪な犯罪は発生していませんが、子どもを狙った声かけ事案や万引き等の軽犯罪は依然として発生している状況となっております。地域ワークショップにおいても、子どもの安全確保について、防犯灯の設置等の意見が出されております。子どもの安全確保のため、通学路における防犯灯の設置促進や防犯パトロールを推進する必要性があり、また、同時に地域の防犯力を高めることも必要であります。

このため、通学路における暗がり解消対策や、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識により組織された防犯協会各支部と連携した防犯活動の推進、青色回転灯付車両による防犯パトロールの拡充を目指していきます。

3 消費者保護の推進

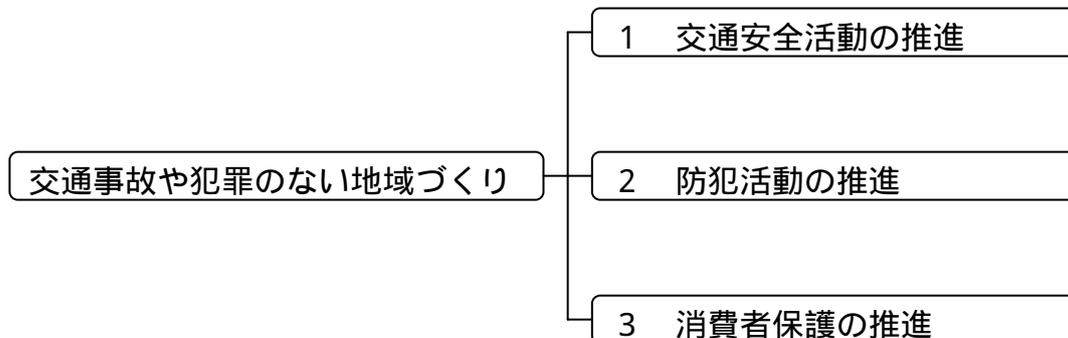
情報化社会、高齢化社会の進展に伴い新たな消費者被害が発生しております。

消費者に係わるトラブルや被害は多岐にわたり、数多く配信される情報を瞬時に判断するとともに、いち早く市民へ提供し被害を未然に防止していくことが求められています。

このため、迅速な情報提供により市民を消費者被害から保護していくとともに、消費者被害を受けた市民がより相談し易い環境づくりに努めて参ります。

第 2 節 交通事故や犯罪のない地域づくり 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 交通安全活動の推進

交通安全推進協議会を中心に、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携していただき、地元警察署と合同による啓発を実施します。また、市民自らの意識を向上していただくため、「高齢者虐待防止等地域福祉ネットワーク」と連携し、地域の実情に合わせた「地域安全見守り隊員」の体制整備を進めてまいります。

各年代にわたる交通安全教室の充実にも努めます。

2 防犯活動の推進

防犯協会の地区支部と連携し、地域内各戸への防犯の呼びかけ、広報等により地域の防犯力の向上に努めます。また、犯罪発生時のみならず、定期的な青色回転灯付防犯パトロール車によるパトロールを実施するとともに、暗がりなどの危険箇所について防犯灯を設置するなど犯罪の抑止を図っていきます。また、地域の自主的な活動を推進していただくため「地域安全見守り隊員」の整備を進めてまいります。

3 消費者保護の推進

消費者トラブルの防止を図るため、市報、チラシ、ホームページ等を活用し市民への迅速な情報提供や高齢者教室や出前講座による消費生活の教室を実施していきます。また、相談体制の充実を図っていきます。

3 目標

項 目	現状(H21)	H27 目標
交通事故発生件数	人身事故 340.8 件 H17～21 の平均値	交通事故発生件数の減少
犯罪発生件数	刑法犯 506.8 件 H17～21 の平均値	犯罪発生件数の減少
消費者行政推進	消費生活相談室整備	消費生活センターの設置

4 主な事業

高齢者虐待防止等地域福祉ネットワークと連携した地域安全見守り隊員の体制整備
LED（白色）防犯灯の設置
相談体制の充実、消費者被害情報に関する啓発活動や情報提供等、消費者行政の推進

第 3 節 環境を守り快適な暮らしの実現 基本構想案

1 環境美化の推進

地区の衛生組合を中心とした年 2 回の市民一斉クリーン作戦等により、地域環境保全の意識の醸成が図られつつありますが、その一方で地区ワークショップでも指摘があったように不法投棄が後をたたず、悪臭等に対する相談・苦情も増えつつあります。

このため、市民の環境美化、河川環境に対する意識向上がさらに求められることから、「環境美化」は地域の問題として捉え、市民の環境保全に対するさらなる意識の醸成を図るとともに、不法投棄に対しては広域にわたるより効果的な対策を講じていきます。

また、市街地を東西に貫くように流れる沼川については、地区ワークショップ等でも真剣に討議されるなど市民の沼川に対する愛着の度合いが以前にも増して強くなりつつあることから、これを好機と捉え、「沼川は市民の川」という意識の醸成を図りながら市民（NPO 等団体）、行政、企業が連携し一体となって取り組みを展開していきます。

最上川や寒河江川、二ノ堰等についても、景観の保持、環境美化を図るとともに有効活用を図っていきます。

2 地球温暖化対策の推進

人類共通の課題である地球温暖化問題に対処するため、わが国では 2020 年度までに 25 パーセントの温室効果ガス排出量の削減目標を表明し、それにあわせて国と県では関係法案・計画等の見直し作業が進められています。また、地球温暖化に対する市民の関心も高まりつつあります。

地球温暖化の問題は国あるいは企業レベルの問題ではなく、私たち一人ひとりが自分自身の問題として取り組まなければならない問題であることから、地球温暖化防止のために市全体として取り組まなければならないこと、市民一人ひとりが取り組まなければならないことを検証し、「地球にやさしい生活」を実現するにはどうすればよいかを具体的に例示し情報提供を積極的に進め市民の意識の向上を図っていきます。

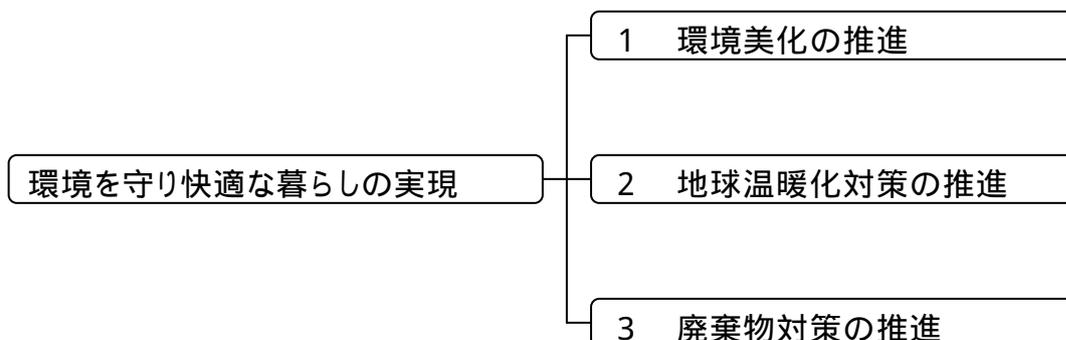
3 廃棄物対策の推進

県内で最も早い時期にごみの分別収集を実施するとともに積極的な啓発活動を行ってきたことなどにより、本市のごみの量は減少傾向にありますが、引き続き啓発活動を進め、さらなるごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

このため、ごみの分別の徹底を図りながら、生活用品の再使用、ごみの再資源化、そしてごみを出さない意識の向上を図っていきます。また、地区ワークショップの中でも意見があったように、学校と家庭、地域が一体となった「廃棄物対策教育」の充実を図ります。

第3節 環境を守り快適な暮らしの実現 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 環境美化の推進

「環境」は、未来を語るときの重要なキーワードになっています。将来にわたり人と自然が調和する快適な都市環境の構築を図るため、環境に係る全ての施策の基本となる「寒河江市環境美化基本方針」の見直しを図ります。

環境美化の推進には、市民との協働による環境改善活動が求められることから、市内の環境団体やNPOの育成・支援・連携を行うとともに、「さがえ環境フェア」や「市民環境講座」等を開催します。さらには「市民環境標語」等を募集することによって、市民の環境に対する意識を喚起し快適な環境づくりを図ります。

不法投棄防止の対策としては、家庭系ごみが広範囲かつ常習的に投棄される傾向にあることから、不法投棄箇所にセンサーライトを設置したり周辺市町並びに村山地区不法投棄防止対策協議会と連携を密にすることにより不法投棄撲滅に努めます。

寒河江川は、村山盆地北西部の優れた景観を形成し、本市はもとより村山地区の貴重な水源となっており、鮎釣りなど全国から多くの方が訪れます。この清流・寒河江川を貴重な財産として市民が一体となって守っていかねばなりません。寒河江川をはじめ最上川、二ノ堰などの河川清掃に努め、有効活用を図っていきます。また、水質汚濁事故の防止を図るとともに、特に沼川については、河川愛護団体と連携し沼川の環境保全活動を推進します。

2 地球温暖化対策の推進

近年の異常気象により、地球温暖化に対する市民の関心が高まっています。また、国や県でも関係法案や計画等の見直しが進められており、寒河江市としての温室効果ガス抑制のための取組みが必要となっています。

こういった状況を踏まえ、市全域の温室効果ガス抑制のための「地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民及び市内立地企業の地球温暖化に対するさらなる意識改革を図りながら、市民一人ひとりが取り組む「1人1日1kgCO₂削減・家庭のアクション」運動を推進します。

さらには、「3R(リデュース(ごみの減量)・リユース(ごみの再利用)・リサイクル(ごみの再資源化))」等の実践を図り、「環境絵画コンクール」や「地球にやさしい生活コンクール」等の実施、子どもたちへの関連教材の提供等、様々な施策、運動を展開することによって地球温暖化に対する市民の意識の向上を図っていきます。

3 廃棄物対策の推進

大量生産、大量消費の時代が過ぎ去ったとはいえ、市民が生活する上で関心が高まっていることの一つとして「ごみ問題」があげられます。ごみでストレスを感じない市民の快適な生活の維持、向上に向け、ごみの減量化や総合的なごみ処理を定めた「ごみ処理基本計画」の見直しを行います。

特に、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」の実践を促進し、市民のごみに対する理解を深めるため「ごみに関する市民意見交換会(懇談会)」を実施するほか、「市民ごみ処理施設見学会」を開催します。

3 目標

項目	現状	H27目標
河川の水質の改善	沼川の BOD(最上川合流前) H21 4.5mg/	沼川の BOD(最上川合流前) H27 4.0mg/ 以下(「山形県よごれた川」2位からの脱却)
不法投棄の削減	12件 H17～21の平均値	不法投棄箇所及び量の減少
水質汚濁事故の撲滅	8.6件 H17～21の平均値	水質汚濁事故の減少
地球温暖化対策実行計画に掲げる温暖化ガス削減目標値の達成		「1人1日1kgCO ₂ 削減」家庭のアクションの実施等による地球温暖化ガスの削減

4 主な事業

寒河江市環境美化基本方針の見直し
地球温暖化対策実行計画の策定
ごみ処理基本計画の見直し
環境美化啓発事業の推進
再生可能エネルギーの活用
河川の有効活用とクリーンアップ作戦の実施

第 4 節 市民のニーズに応じた住民サービスの推進 基本構想案

1 市民ニーズに応じたきめ細かな行政サービスの提供

経済活動の広域化や雇用形態の多様化、複雑化が進行する中で、なかなか休みが取れないことなどから、市役所の業務時間外に住民票の写しや印鑑証明書等の交付を受けたい方や、葬儀の日程を決定するために不可欠なことから、夜間でも斎場の予約をしたいとの要望が寄せられています。

このため、市民ニーズに対応した、必要な行政サービスを拡充していきます。

2 住民基本台帳カードを活用した行政サービスの拡大

本市において住民基本台帳カードの利用状況は、市民に浸透していないこともあり、電子申請システムを利用した各種申請手続きのうち、税の申告など一部の利用に留まっています。また、国では、全国での利用が可能な住基カードへの機能拡充と合せ、社会保障カードとの一体化を進めようとしています。

このため、本市においても、国等の施策に合せ、住基カードの利便性の向上を図るとともに、より一層の住基カードの普及拡大に努めていきます。

住民基本台帳カード（住基カード） 希望する住民に対して市町村から交付される ICチップを内蔵したカードで、住民の個人情報である氏名等及び住民票コードが記載されており公的個人認証にも使用可能。また、市町村の独自利用領域があり、多目的利用を行うことにより多様な行政サービスが受けられる。

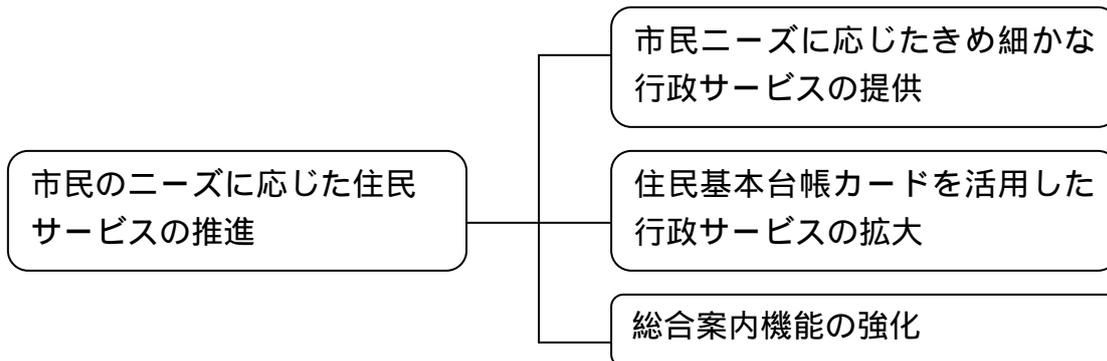
3 総合案内機能の強化

社会情勢や生活様式の変化と高齢化社会の進展により、高齢者の方自ら市役所を訪れる場合が増加しております。また、手続きの担当課が分からないというお客さまも見受けられます。

このため、より利用しやすい市役所にするため、お客様の用件をお伺いするなど、来庁者への案内をさらに円滑にできるよう体制の整備を図っていきます。

第 4 節 市民のニーズに応じた住民サービスの推進 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 市民ニーズに応じたきめ細かな行政サービスの提供

窓口業務の延長の拡充を図るとともに、斎場の受付状況をホームページで公表することにより、夜間や休日でも斎場の予約受付が可能な体制の整備を行います。

また、夜間や休日でもコンビニエンスストアで住民票の写し等証明書の取得や市税の納付ができるようなシステムの構築に努めていきます。

2 住民基本台帳カードを活用した行政サービスの拡大

住基カードに印鑑登録証や図書館の利用や図書貸出しの機能のほか、住民票の写しの交付機能を加えるなどの住基カードの多目的利用を計画的に進めていくことにより、行政サービスの拡大を図り、市民の利便性の向上に努めていきます。

斎場の受付状況がいつでも確認できるようにインターネットのホームページで公表するなど、斎場の予約受付体制について整備していきます。

3 総合案内機能の強化

利用しやすい市役所を目指し、総合案内カウンター等を設置するなど、案内業務のさらなる拡充に努めていきます。

3 目標

項 目	現 状	H 2 7 目標
住民基本台帳カードの普及拡大	H21 602 枚	1,700 枚

4 主な事業

住民基本台帳カードの多目的利用の推進
住民基本台帳カードを利用した証明書等コンビニ交付事業
コンビニ活用による夜間等でも市税を納められる体制づくり
斎場の時間外予約受付体制の整備
総合案内カウンターの整備